平成２５年（フ）第６９号
佐賀県唐津市菜畑3779番地１
破産者　宗田　光夫
１　決定年月日　平成26年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第２１５６号
札幌市西区八軒10条東２丁目１番11号　ルピナスＩＫ―10号
破産者　島田　春樹
１　決定年月日　平成26年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５８号
盛岡市上堂４丁目５番35号
破産者　福島久美子
１　決定年月日　平成26年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第５９号
盛岡市上堂４丁目５番35号
破産者　福島功一郎
１　決定年月日　平成26年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３５６号
群馬県前橋市関根町３丁目27番地12　足立貸住宅北東２号
破産者　阿部　正常（旧姓須藤）
１　決定年月日　平成26年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第９４号
埼玉県所沢市緑町４丁目９番12号　ツインリーフ新所沢101
破産者　久保千賀子
１　決定年月日　平成26年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２２号
神奈川県秦野市緑町17番44号マルニマンション101号、破産手続開始決定時の住所神奈川県秦野市渋沢2079番地
破産者　栗原　光男
１　決定年月日　平成26年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第７７号
相模原市緑区大島961、住民票上の住所相模原市中央区上溝601番地12
破産者　古尾谷吟子
１　決定年月日　平成26年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第８１号
岐阜県岐阜市菅生８丁目１―16―201　サンライズ服部Ｃ棟201号室、破産手続開始時の住所岐阜県大垣市東長町55番地３
破産者　川口　茂也
１　決定年月日　平成26年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第１７８７号
名古屋市緑区鳴海町字小森48番地の１　シティファミリー鳴海小森Ａ棟304号
破産者　嶋　　博文
１　決定年月日　平成26年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２４８号
名古屋市守山区苗代２丁目11番７号　プレミール苗代Ｎ棟301号
破産者　徳原　龍熙（旧姓李）
１　決定年月日　平成26年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９０号
愛知県日進市東山５丁目604番地
破産者　村木　貴巳
１　決定年月日　平成26年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２９３号
名古屋市中川区戸田明正１丁目1201番地　エトワール301号
破産者　岡地　美浩
１　決定年月日　平成26年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３６８号
名古屋市天白区平針４丁目506番地
破産者　河野　将之
１　決定年月日　平成26年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９９号
大津市皇子が丘３丁目１番６―403号
破産者　大本　　薫
１　決定年月日　平成26年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７１号
大津市坂本７丁目28番３―407号、前住所大津市仰木の里５丁目11番３号
破産者　高坂　智之
１　決定年月日　平成26年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６４４号
神戸市灘区楠丘町１丁目２番３号　タートルコート20Ｄ
破産者　瀬川　　徹
１　決定年月日　平成26年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１２号
神戸市北区有野台５丁目４番Ｂ42棟301号
破産者　曽賀　正人
１　決定年月日　平成26年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部